

1. 取扱う保険会社の商品について

ジェイアンドエス保険サービス株式会社（以下「弊社」といいます。）は、以下の保険会社の商品を取り扱っています。弊社はこれらの商品の中から、お客さまのご意向に沿って満足いただける商品をご案内するようにつとめさせていただきます。

保険種類	扱っている保険会社
損害保険	日新火災、東京海上日動、損保ジャパン、A I G、あいおいニッセイ同和、三井住友海上 他
生命保険	Aflac、オリックス生命、日本生命、第一生命、明治安田生命、SOMPO ひまわり生命、東京海上日動あんしん生命、三井住友海上あいおい生命、FWD生命、ネオファースト生命、はなさく生命 他

その他の取扱会社は、弊社のホームページ（<http://www.jands-hoken.co.jp/>）に記載しております。



2. 弊社の推奨販売方針（お客さまのご意向をお聞きした上で、以下の方針にもとづき、お客さまに商品のご案内を申し上げます。）

- まず、お客さまの指定会社商品があれば、ご意向を確認させていただき、ご指定の会社商品を案内させていただきます。
- お客さまが団体・集団扱制度をご利用希望の場合は、団体・集団扱可能な商品の中から、お客さまのご意向に沿った商品を案内させていただきます。
- 上記以外（ご指定会社・商品なし、団体・集団扱制度ご利用希望なし）の場合は、販売保険種類ごとに弊社が定めた以下の販売方針に基づき、お客さまのご意向に沿った商品を案内させていただきます。

■ 損害保険推奨販売方針（■ 対面販売、■ 非対面販売とも同じ）

法人向けの特殊な保険を除いて、各損害保険会社商品の補償内容に大きな差異がないことから、以下のように弊社で複数の推奨会社を設定させていただいた上で、その中からお客さまのご意向に沿った商品の選択を行います。

< 1 > 個人のお客さま（提携金融機関お客さま向けアパート・マンションオーナー火災保険を含みます）

推奨会社	推奨理由
損保ジャパン、日新火災、東京海上日動、A I G、あいおいニッセイ同和	左記の5社は、弊社における販売実績上位5社であることから、商品・事務に精通しており、お客さまへのサービス提供面でも有利とされます。

< 2 > 法人のお客さま

ア. 一般的な保険（火災保険・自動車保険・労災保険等）

推奨会社	推奨理由
損保ジャパン、日新火災、東京海上日動、A I G、あいおいニッセイ同和、三井住友海上	左記の6社は弊社における損保販売実績上位6社であることから、商品・事務に精通しており、お客さまへのサービス提供面でも有利とされます。

イ. 特殊な保険（D&O保険・海外P L保険、取引信用保険等）

推奨会社	推奨理由
なし ※弊社と取引のある全ての損保会社商品の中からご意向に沿った商品をお選びします	企業向け特殊保険は、各社商品ごとに特徴があることから、弊社取引のある全ての損保会社（20数社）商品の中から選んだ方がお客さまのご意向に沿った商品があると思われます。

ウ. 提携金融機関お客さま向けアパート・マンションオーナー火災保険

推奨会社	推奨理由
損保ジャパン、日新火災、東京海上日動、A I G、あいおいニッセイ同和	左記5社は債務者団体割引が適用されることから、保険料でお客さまにメリットがある他、弊社の賃貸用アパマン火災保険販売実績上位5社であることから、商品・事務に精通しており、お客さまへのサービス提供面でも有利とされます。

< 3 > ペット保険販売：取引損保会社の中で、ペット保険商品があるのはアニコム損保だけですので、同社商品を販売します。

■ 生命保険推奨販売方針

販売形態	推奨会社・推奨理由
■ 対面販売の場合	補償内容・保険料など各社商品ごとに特徴があることから、基本的には弊社取引のある全ての生命保険会社（20数社）から、お客さまのご意向に沿った商品の選択・提示を行います。 ただし、親密銀行との共同募集においては、銀行が定めた会社商品に限定して販売致します。
■ 非対面販売の場合 (電話・郵送のみでの販売)	生命保険販売は対面での販売が原則であり、非対面販売ができる商品（電話・郵送のみでの販売商品）は一部の会社・商品に限られますので、それらの商品に限定して販売致します。

■ 第三分野保険（医療保険・がん保険・その他第三分野保険商品）推奨販売方針

■ 対面販売の場合

< 1 > 医療保険・がん保険推奨販売方針

推奨会社	推奨理由
① <第一推奨> Aflac	過去からの販売実績が最も多く、同社商品内容や事務に精通している他、弊社社内に Aflac 専用のコールセンターを備えるなど、お客さま向けサービス体制が充実していることによります。
② <Aflac 以外の商品、又は Aflac を含めた複数商品プランをご希望の場合> (Aflac)、オリックス生命、SOMPO ひまわり生命、東京海上日動あんしん生命、三井住友海上あいおい生命、FWD生命、ネオファースト生命、はなさく生命	弊社における医療保険・がん保険販売実績上位 8 社であることから、商品・事務に精通しており、お客さまへのサービス提供面でも有利と思われれます。

< 2 > 医療保険・がん保険以外の第三分野保険商品推奨販売方針

弊社と取引のある全ての保険会社の中から、お客さまのご意向に沿った商品を案内致します。

■ 非対面販売の場合（電話・郵送のみでの販売）

上記の対面販売における販売方針 < 1 >・< 2 >と同じですが、推奨会社のうち、非対面募集可能条件を充たす商品を案内致します。

■ 他の保険代理店との共同募集の場合

他の保険代理店との共同募集の場合は、ご案内する商品は共同募集代理店と共通で扱う保険会社商品に限られます。損保商品販売の場合、扱える商品は意向把握書に記載します。生保・第三分野商品販売の場合は、扱える商品は口頭でご説明申し上げます。

3. 弊社の代理店としての権限および契約成立について

弊社は複数の保険会社の商品を取り扱っていますが、保険代理店として取扱保険会社のために、保険契約の締結の代理または媒介を行います。

(1) 損害保険の場合

- ① 弊社は、損害保険会社の代理店として、契約締結権を有しています。必要項目が完全に記載され、お客さまが署名または記名捺印した申込書・告知書・保険料を弊社が受領した時点で、契約は成立することになりますが、お客さまが反社会的勢力等であることが判明した場合は、契約を解除させていただくこととなりますのでご了承下さい。
- ② また、弊社は告知受領権を有していますが、お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除になったり、保険金をお支払いできないことがありますので、お申込手続時には告知書は正しくご記入下さい。

(2) 生命保険の場合

- ① 弊社は、生命保険会社の代理店として、契約申込の勧誘を行える「媒介」の権限はありますが、契約締結権は保険会社が有しています。即ち、弊社がお客さまから申込書・告知書・保険料を受領しても、ただちに契約が成立する訳ではなく、お客さまからのお申込みを各生命保険会社が承諾した時に初めて保険契約が成立します。
- ② 実際のお申込手続時には、告知書に現在の健康状態等を正しくご記入いただきます。この告知の受領権はお申込みいただいた生命保険会社およびその会社が指定した医師が有しています。弊社は告知受領権がなく、口頭でお話しされただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

4. 保険料のお見積りに際して（損害保険の場合）

弊社は、損害保険代理店として以下の業務を行う場合があります。万が一ご同意いただけない場合はお申し出ください。

- (1) お客さまが保険加入の検討に際して、弊社が見積りを提示しようとする保険会社に対し、①保険料算出に必要な情報を提供すること、②弊社が複数の保険会社の見積りを提示する場合、お客さまの意向に沿った契約条件での見積りおよび提案が行われることを目的に、当該保険会社に対して、競合する他の保険会社の競争に関する情報を提供し、見積りおよび提案等の内容の確認・見直しを求めること。
- (2) お客さまが複数保険会社による共同保険でのご契約を希望される場合、①お客さまが指定または当社が推奨し、それにお客さまが合意する保険会社に対し、幹事引受保険会社の提示する契約条件及び内容を伝え、共同保険による契約成立に関する支援を行うこと、②共同保険による契約を締結した後、当該契約の幹事会社において必要となる保険事故調査への協力、保険金請求に関する事務の援助、その他契約の維持・管理に必要な事務及び保険価額の評価、リスクサーベイ等の実施に関する事務を行うこと、ならびにこれらの業務に関し非幹事会社と連絡・調整を行うこと。

5. 弊社の販売責任について

- (1) 弊社では、お客さまへの保険募集に際し、各種法令・金融庁監督指針等の遵守に努めております。
- (2) 万一、保険業法や金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律等に基づく説明義務違反（法令違反を含む）によりお客さまに損害が生じた場合は、弊社は保険代理店としての販売責任を負います。
- (3) なお、保険契約の中途解約や変額年金等の運用環境悪化による元本割れ、また、引受保険会社の経営破たん等の事由によりお客さまに損害が生じた場合には、弊社の説明義務違反・法令義務違反の場合を除き、弊社はこの損害をてん補しません。

6. 募集時の記録、ご相談対応等について

- (1) 弊社では、法令に基づき、お客さまへの保険募集時の説明に係る記録等(保険募集に関してお客さまより提出いただいた書類等を含みます)を保険期間満了時まで保存しています。また、弊社に寄せられた苦情等を記録させていただきます。
- (2) なお、ご相談内容、お手続き方法ならびにご加入いただいております保険商品により、当該契約の引受保険会社等と連携してご対応させていただく場合や、引受保険会社等所定の連絡窓口をご案内させていただく場合がありますので、あらかじめご了解ください。

7. ご契約にあたってのその他の注意事項

- (1) 保険契約の引受や保険金・満期返戻金・解約返戻金等の支払いは保険会社が行います。
- (2) 引受保険会社が経営破たんした場合には、保険金・返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。なお、ご契約される保険商品ごとの引受保険会社の経営破たん時の取り扱いにつきましては、保険募集時にお渡しする『重要事項説明書』または『ご契約のしおり』をご覧ください。

8. 共同募集の取扱いについて

弊社が取扱う商品について、一部の取扱は、募集提携先と共同募集として、保険募集・契約維持・管理等にかかる業務を分担しております。共同募集先等の詳細は募集時に説明いたします。

個人情報の利用について

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

弊社は、お客さまからお預かりする個人情報を適切かつ安全に管理し、下記の利用目的の範囲でお取扱いさせていただきます。

(1) 利用目的

弊社が取扱う損害保険、生命保険、第三分野の保険（医療保険等）およびこれらに付帯・関連するサービスの提供

- ①弊社は、保険代理店として取得した個人情報を、保険会社から保険募集業務の委託を受けて、当該業務の遂行に必要な範囲内で利用します。弊社に対し保険募集業務の委託を行う保険会社の利用目的は、それぞれの保険会社のホームページ等に記載してあります。
- ②また、弊社は複数の保険会社と取引があることから、お客さまからご提供される個人情報を、弊社と取引のある他の保険会社の商品やサービスのご提案・ご提供等に利用させていただくことがあります。
- ③弊社は、弊社が保険募集業務を行いお客さまがご加入された保険契約について、ご契約の保険会社（以下「引受保険会社」という。）から契約の維持・管理および付帯サービスの提供を目的として、お客さまの契約情報（注）の提供を受けることがありますが、弊社ではその情報を当該業務の遂行に必要な範囲ならびに弊社と取引のある保険会社（引受保険会社を含みます。）における商品やサービスのご提案・ご提供等に利用させていただくことがあります。

（注）弊社が引受保険会社から提供を受ける情報は以下の通りです。

- ・契約者に関する情報、補償や特約の追加、保険金額、保険料などのご契約の内容に関する情報
- ・積立金、配当金、給付金、解約返戻金などのご契約に付随する情報
- ・保険事故に関する情報（健康・医療などお身体に関する情報等のセンシティブ情報は、ご本人の同意の上で法令等によって定められた範囲内で利用します。）

なお、お客さまからの個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない際は上記サービスが十分にご提供できないこともございますので、あらかじめご了承ください。

- ④お客さまの個人情報を仮名加工情報（氏名・個人識別符号の削除・加工等の一定の措置を講ずることにより、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した個人情報）に変換し、目的を社内における分析に限定して利用させていただく場合があります。

(2) 個人情報の第三者への提供

- ・弊社は法令で定められた場合を除き、事前にご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

(3) 個人情報取扱いの委託

- ・お預かりした個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、弊社の委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

(4) 共同募集の場合の取扱い

- ・募集提携先と共同募集した場合は、募集時に取得した個人情報につき、上記(1)を目的として、募集提携先（共同募集先）と共同利用させていただくことがあります。

(5) 個人情報の開示、訂正等のご請求について

- ・弊社は、お客さまから個人情報に関する利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除、第三者への提供の停止のお求めがあった場合、ご本人であることを確認し、法令に定める特別な事情のない限り、遅滞なくお応えいたします。なお、弊社が保有する個人情報に関するご相談、苦情等については下記の相談窓口へご連絡ください。

【個人情報相談窓口】 リスク統括部 個人情報担当（電話番号：03-3668-1207）

<社内留意事項>

注1：本紙は、2022年4月1日に利用目的④が追加されたことにより、2022年3月31日までに利用同意を得た契約の更改に際しては、改めて現行の利用目的を提示し同意を得る必要があります。**注2**：本書面は、お客さまに交付または、HPの掲示をご案内すること。